

## サポーター会員規約

株式会社テクノ・エージェンツ(以下、「当社」)は、当社が発行する「テクポン」の支援者の皆様に対して様々な特典を提供する会員組織制度である「テクポンサポーターズ」(以下、「当会」)を運営し、当社本社内にテクポンサポーター事務局(以下、「事務局」)を設置します。

- ・ 会員は、本規約を承諾の上、当会への入会申し込みをし、事務局が入会を認めた申込者を正式会員(以下、「会員」)とします。
- ・ 会員登録は、別途定める所定の申込書にて手続きを行うものとします。
- ・ 会費は、所定の年会費を事務局の定める方法により、会員有効期間の前日までに納めるものとします。一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ・ 会員資格の有効期間は、申込日の翌月 1 日より 1 年間とします。
- ・ 会費納入の確認後、事務局は会員に対し会員証を交付します。会員資格の更新後も、更新情報を反映した会員証を発行し交付するものとします。
- ・ 会員は、事務局の承認を得て、所定手続きにより、登録内容を変更できるものとします。
- ・ 会員は、住所・連絡先等、入会申込書内容に変更があった場合、遅滞なく事務局に届けるものとします。
- ・ 退会する場合は、申込者による書面での申し出が必要となります。書面での申し出がない場合、1 年間の自動更新がなされるものとします。
- ・ 事務局が定めた規則に違反したとき、また会員として品位を損なうと認められる行為があったとき、反社会的勢力の組員、構成員もしくは関係者と判明したときは、会員権利を抹消するものとします。
- ・ 会員資格の譲渡、会員の名義変更は認めないものとします。
- ・ 会員特典に付随して生じた会員・同伴者の事故等について、事務局にその責が帰さない場合、一切賠償の責を負わないものとします。また、会員・同伴者の責に帰す事由により、事務局・第三者に損害を与えた場合、会員は賠償の責を負うものとします。
- ・ 本規約に定めのない事項について定めが必要となった場合、またはよりよい会員特典の提供をするため本規約を変更する必要が生じた場合、予告なく本規約に新たな規約を追加または既にある規約を変更できるものとします。本規約が改訂された場合は、速やかに会員に案内するものとします。
- ・ 当社の責めに帰すべからざる事由(天災など)により、当会の履行が出来なくなった場合、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- ・ 会員の個人情報(個人情報保護法第 2 条に定める情報)は当会の会員管理、運営、営業のために必要な範囲に限り収集・利用し、本人の同意がない限り、当社と秘密保持契約を締結している業務委託先以外に開示・提供いたしません。ただし、法令の定めにより裁判所・警察等の公的機関から開示を求められた場合、またその他個人情報保護法所定の事由がある場合には、本人の同意なく個人情報を開示・提供する場合があることを承諾するものとします。事務局は、会員から個人情報の開示・訂正・追加・削除の請求があった場合、本人確認の上、遅延なくこれに応じるものとします。